

(様式 1 - 3)

福島県(南相馬市、浪江町、双葉町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和6年9月時点

NO.	252	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (水利施設整備事業)請戸川地区	事業番号	(5)-40-119
交付団体	福島県	事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)		
総交付対象事業費	130,000(千円)	全体事業費	310,000(千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>本地区は、福島県南相馬市小高区、浪江町、双葉町にまたがる3,525haの水田地帯を受益地としている。本地区の基幹水利施設である大柿ダム、焼築頭首工、幹線導水路・用水路は、国営事業(S49~S63)により造成され、平成23年の東日本大震災により、各施設は甚大な被害を受け、機能が喪失し、かんがい用水の貯留と配水ができない状況となるとともに、原発事故による避難指示が発令されたため、長期間にわたり適正な保全管理ができない状況であった。</p> <p>その後、平成25年度より福島復興再生特別措置法に基づき、福島特別直轄災害復旧事業として、被災した大柿ダム及び各水路等の復旧工事が進められ、令和5年度に完了し、受益地の営農再開状況に合わせて、未被災の施設を含めて供用を開始している。</p> <p>一方で、未被災施設は、避難指示により長期間にわたり適正な管理ができなかった影響により、機能低下が著しく進行している可能性が高く、今後、農業用水の安定供給に支障をきたした場合、受益地の営農再開の加速化に向けて、大きな課題となってしまう。</p> <p>そこで、本事業により、原子力災害による影響を受けた施設に関する課題解決に向けて、現状を定量的に把握するための機能診断を実施するとともに、個々の設備や部材の状態に応じた適期・適切な対策をまとめる機能保全計画を早期に策定する必要がある。</p>					
事業概要					
<p>本地区は福島県南相馬市小高区、浪江町、双葉町にまたがる3,525haに用水を供給しており、地域農業の復興に不可欠な施設であることから、機能低下が著しく進行した各施設の補修・更新等を行うための機能診断及び機能保全計画を早期に策定しておくことで、地域の復興再生に資することを目的とする。</p> <p>受益面積 A=3,525ha(請戸川(うけどがわ)地区)</p> <p>【申請に係る事業概要】 第48回申請については機能診断及び機能保全計画策定を実施する。</p> <p>【南相馬市復興計画】 主要施策3(経済復興)ー基本施策3-1(産業の再生)ー主な方策(農林水産業への支援) 被災農地の大区画化と利用集積を進め、経営主体の生産法人化による大規模経営と農業経営の複合化の推進を図る。</p> <p>【浪江町第二次復興計画】 施策6(町の再興)ー(1)新たな環境基盤による営農再開 復興組合を中心とした農地保全及び地域担手の育成を進めるとともに、徹底的な話し合いのもと、農地の利用集積によるほ場整備等を推進。</p> <p>【双葉町第二次復興計画】 施策6(町の再興)ー(6)町内復興拠点の広がりとしての段階的な整備 地権者の営農再開意欲や、双葉町の玄関口となる道路の景観的な観点を踏まえながら、花きの栽培その他再生可能エネルギー・農業再生モデルゾーンにおける取組の段階的な拡張を目指す。</p>					

<p>【福島県復興計画】</p> <p>6 農林水産業再生プロジェクトー2 農業の再生ー④震災により深刻な影響を受けている地域農業の復興に向けた農地の利用集積の促進ー②農地・農業用施設の復旧と合わせた大区画ほ場の整備</p>
<p>当面の事業概要</p>
<p><令和6年度> 機能保全計画策定</p> <p><令和7年度> 機能保全計画策定</p>
<p>地域の帰還・移住等環境整備との関係</p> <p>農用地及び農業用施設の維持管理が不可能となったため、施設の劣化や機能低下が顕著であることから、再生加速化の目標達成に向け、本事業により農業生産基盤の機能保全計画を策定する。</p>
<p>関連する事業の概要</p>

<p>関連する基幹事業</p>	
<p>事業番号</p>	
<p>事業名</p>	
<p>交付団体</p>	
<p>基幹事業との関連性</p>	

